

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 港湾課

法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正10年法律第57号				
手続名	免許失効の場合の原状回復義務の免除			根拠条項	第35条第1項但書				
審査基準	<p>公有水面の埋立の免許を受けていた者から「免許失効の場合の原状回復義務の免除」の申請があった場合に審査する。</p> <p>無免許埋立に至った事由、無免許埋立による損害又は影響の程度、その他関係する原因を勘案し判断する。</p>								
	受付機関	港湾課 (土木事務所)	処理機関	港湾課	交付機関	港湾課 (土木事務所)	標準処理期間 標準経由期間	30日 10日	目次